

最上地域医療情報ネットワーク「もがみネット」情報セキュリティ基本方針

1 目的

情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）とは、最上地域医療情報ネットワーク「もがみネット」（以下「もがみネット」という。）で使用する情報を、安全に運用するための規約を文書化したものをいう。

ポリシーは、もがみネットで取り扱う個人情報を、故意、過失、偶然の区別に関係なく、改ざん、破壊、漏えいから保護するとともに、個人情報を利用する利用者に対して、もがみネットに関する安全管理の重要性、及び個人情報の適切な取り扱いと保護についての認識を高め、もがみネット利用施設としての信頼感と安心感の向上を図ることを目的として制定する。

2 構成と位置付け

ポリシーは、基本方針（本文書）、運用要綱、管理要綱の3つの階層によって構成されている。

○基本方針：もがみネットに関する安全管理についての基本姿勢を示したもの

○運用要綱：基本方針を受け、ネットワークの利用、ID 番号の取扱い、救急患者の取扱い、機能の変更等について、具体的にまとめたもの

○管理要綱：運用要綱を受けて実際の管理について示したもの

3 定義

もがみネットとは、最上地域医療情報ネットワーク専門部会（以下「専門部会」という。）で運用する地域医療連携ネットワークシステムのことをいう。

4 適用情報

ポリシーを適用する情報は、もがみネットで取り扱う電子情報だけでなく、利用者登録申請書、参加申込書兼利用同意書等全ての個人情報を適用範囲とする。

5 基本原則

もがみネットは、次に掲げる基本原則により運用する。

(1) もがみネットの利用に当たっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。

(2) もがみネットを利用する端末に対し、セキュリティを維持するため、OSのセキュリティパッチ（最新ファームウェアや更新プログラム）を適用し、ウイルス対策ソフト（ただし、フリーソフトでないもの）を導入し常に最新のウイルス定義に更新する等、コンピュータウイルスの侵入及び外部からの不正アクセスに対して必要な対策を講じる。また、当該端末へのソフトウェアのインストール及び USB メモリ等の外部記憶媒体の接続については、セキュリティ確保の範囲において、各利用施設の長が業務上必要と認めた場合のみとする。

6 適用対象者

ポリシーは、もがみネットの全利用者に対して適用するものとする。

7 事故の予防と対応

もがみネット利用施設は、ポリシーの遵守により、情報漏えい事故等インシデントの発生の予防に努め、事故が発生した場合に備えインシデント発生時における組織内と外部関係機関への連絡体制を整え、事故が発生した場合その事実を速やかに公表し、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じる。

8 管理体制

ポリシーの維持管理は、専門部会が行う。各利用施設の長は、各施設においてポリシーが遵守されるように指導、教育を行う。

9 保管期間

もがみネットへのアクセスログを記録し、その記録を最低5年保管する。

10 利用者識別

もがみネットの利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規定し、不正な利用を防止する。

11 苦情・質問の窓口の設置

個人情報の取扱い及びもがみネットの運用に関して、本人及び利用者からの苦情及び質問を受け付け、適切かつ迅速な対応を行うために、苦情・質問を受け付ける窓口を設ける。

12 公開基準

ポリシーは全利用者に対して公開する。IT技術が日々発展していることと社会環境が変化する事を踏まえて適時改訂を行うことがあるが、改訂によって変更された箇所についても、改訂後即時に全利用者に向けて公開する。

13 標準規格・関連法令

専門部会事務局は、標準規格等についての改訂状況を確認し、改正が行われた際には、整合性を維持するためにその内容に準拠した改訂を行う。

14 教育

専門部会は、個人情報を利用する全ての利用者に対して、情報セキュリティの重要性と、個人情報の適切な取扱い、及び安全管理について意識面及び技術面の向上を目的として、継続的な教育を行う。

15 監査

もがみネットの適正な運用とその有効性を維持するために、監査を実施する場合がある。専門部会は、監査結果の報告を受け、問題点の指摘等がある場合には、IDの取り消し等、直ちに必要な措置を講じる。

16 文書の改廃

ポリシーを改訂する際は、専門部会の決議・承認を必要とする。

17 その他

この方針に定めのない事項については、運用要綱及び管理要綱で定めるものとする。

附則 この方針は、平成30年10月30日から施行する。

附則 この方針は、令和8年3月19日から一部改定する。